

SICE SI 部門 旅費・謝金の運用に関する内規

2009年04月24日：制定

2013年12月20日：改訂

2017年12月21日：改訂

2017年12月26日：改訂

2018年1月16日：改訂

内規運用方法

1. 本内規は、SICE SI 部門運営に必要な会合および対外的活動への担当者出席を促進するために、旅費・謝金について定めるものである。
 - (ア) 適正なる運用について SI 部門財務委員長が担当するものとし、個々の事案について部門運営委員会において承認の上、運用するものとする。
 - (イ) 本内規は必要に応じ、毎年度見直しするものとする。

旅費支給の摘要範囲

2. 旅費は交通費ならびに宿泊費から構成されるものとし、原則以下に対して、計測自動制御学会国内旅費規程（c）に基づいて補助できるものとする。
 - (ア) 部門運営委員会または幹事会における委員に対して支給できる。ただし、SI 部門主催・共催・協賛による学術講演会の日程とは別途に開催される場合に限る。
 - (イ) 部門運営委員が SI 部門を代表して対外活動を行う場合。
 - (ウ) 部会ならびに調査研究会の運営委員会における委員に対して支給できる。ただし、部門・部会・調査研究会による主催・共催・協賛行事の日程とは別途に開催される場合に限る。
 - (エ) 部門・部会・調査研究会による主催・共催・協賛行事における、部門・部会・調査研究会委員以外の招待講演者に対して旅費を支給できる。
 - (オ) 支給額算出に際しては、計測自動制御学会国内旅費規程の支給ルールに従う。

旅費支給の手続き

3. 旅費の請求手続きは、計測自動制御学会国内旅費規程に従うものとし、支出は部門運営費からとする。
 - (ア) 規定のファイルフォーマットに従って記述された申請書を SI 部門会計幹事に提出する。
 - (イ) SI 部門会計幹事は SICE 事務局部門担当者に申請書を提出し、部門運営費からの振込作業を依頼する。
 - (ウ) 航空運賃ならびに宿泊費（除く飲食費）については、領収書の提出を必須とし、実費を支給するものとする。

謝金支給の摘要範囲

4. 謝金の請求は、計測自動制御学会謝金規程(規程 No. : SICE-規-財-006_v1.0)に従うものとし、原

則として規程に従った上限値まで支出できるものとする。

- (ア) 部門による主催・共催・協賛行事における、部門運営委員以外の招待講演者に対して謝金を支給できる。
- (イ) 部会による主催・共催・協賛行事における、当該部会委員以外の招待講演者に対して謝金を支給できる。
- (ウ) 調査研究会による主催・共催・協賛行事における、当該調査研究会委員以外の招待講演者に対して謝金を支給できる。
- (エ) 謝金規程を越える金額を支給したい場合は、計測自動制御学会謝金規程第4条に従う。

謝金支給の手続き

- 5. 謝金の請求手続きは、計測自動制御学会謝金規程に従うものとし、支出は部門運営費からとする。
 - (ア) 規定のファイルフォーマットに従って記述された申請書を SI 部門会計幹事に提出する。
 - (イ) SI 部門会計幹事は SICE 事務局部門担当者に申請書を SICE 事務局に提出し、部門運営費からの振込作業を依頼する。

○改訂履歴

- ・ 2009 年 4 月 24 日

制定

- ・ 2013 年 12 月 20 日

1. (ア)「部門運営委員会にて承認の上」、(イ)「毎年度見直し」、2. (ア)「学術講演会の日程とは別途に開催される場合に限る」、(ウ)「主催・共催・協賛行事の日程とは別途に開催される場合」、(オ)「50km 以上の交通費についてのみ」、4 (ア)「部門運営委員以外の招待講演者に対して」、(イ)「当該部会委員以外の招待講演者に対して」、(ウ)「当該調査研究会委員以外の招待講演者に対して」を追記

- ・ 2017 年 12 月 21 日

書類提出の手続きを見直し。それに伴い 3. (ア)、(イ) での提出先を SI 部門会計幹事に変更。

- ・ 2017 年 12 月 26 日

2017 年 6 月 21 日に SICE 謝金規定(規程 No.: SICE-規-財-006_v1.0) 旅費規程(規程 No.: SICE-規-財-007_v1.0) 制定に伴い、2. 「計測自動制御学会国内旅費規程(c)に基づいて補助」、2 (オ) 全文、3. 「計測自動制御学会国内旅費規程に従う」、4. 「計測自動制御学会謝金規程(規程 No.: SICE-規-財-006_v1.0)に従うものとし、原則として規程に従った上限値」、4. (エ) 全文を追記。

謝金支給の手続きを見直し。それに伴い 5 (ア) の提出先を SI 部門会計幹事に変更するとともに (イ) 全文追記。

- ・ 2018 年 1 月 16 日

題目から「(案)」削除。3. (イ)、4 (エ) の繰り返し表現修正。

以上